

～日常生活を充実させる福祉サービスの制度～

◆障害者総合支援法

障害のある方に対して、日常生活や就職の支援のための様々なサービスが利用できます。詳細は窓口にお問い合わせください。

【利用できる人】

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者

【窓 口】

居住地の市町福祉担当の課

◆介護保険

介護が必要、または必要になる可能性があるると判断された場合、段階に応じた介護（予防）サービスが利用できます。

【利用できる人】

65歳以上の方（第1号被保険者）、または40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方で、特定疾病（高次脳機能障害では脳血管疾患）がある方（第2号被保険者）。

【窓 口】

地域包括支援センター・各市町村の介護保険担当の課

◆日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方が地域で自立した生活ができるように、福祉サービスの利用や、日常生活の管理の手伝いを行います。

【利用できる人】

判断能力は不充分だが、本事業の契約内容については判断できる能力があると認められる方。（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）

【窓 口】

市町村社会福祉協議会

～雇用・就職に関するサービス～

障害者の雇用や就職については、下記の窓口などで相談に応じます。

【雇用・就職に関する窓口】

○ハローワーク（公共職業安定所）

【就職準備・職場定着に関する窓口】

○佐賀障害者職業センター

○障害者就業・生活支援センター（県内4ヶ所）

- ・社会福祉法人たちばな会
- ・社会福祉法人若楠 もしもネット
- ・社会福祉法人ステップさが ワーカーズ・佐賀
- ・一般社団法人太剛 ルート